## 吹田市電子入札心得書(指名競争入札)

制 定 平成30年 1月 1日 最近改定 令和5年10月 1日

(目 的)

第1条 この心得書は、吹田市(以下「市」という。)が電子入札システム(以下「システム」という。)を用いて発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

- 第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの 心得書を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害 するような行為をしてはならない。
- 3 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。 (公正な入札の確保)
- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律((昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。))及び電子署名及び認証業務に関する法律((平成12年法律第102号)(以下「電子署名法」という。))その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、この心得書、設計図書、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。あらかじめ設計図書等に係る質疑期間を設定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。なお、仕様書、図面等の設計図書等の受領を拒否した者又は図面及び設計書等の実費を徴収する場合において、これを納付しない者は入札参加を辞退したものとみなす。
- 3 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかな る相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 4 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札保証金)

- 第4条 入札保証金の納付は、吹田市財務規則第98条(第108条において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合は免除する。
- 2 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収 するものとする。

(システムの利用資格者)

第5条 システムを利用できる者は、吹田市入札参加有資格者名簿に登載されている者又は当該代表者から入札参加資格申請、入札、見積権限について委任を受けた者が、電子署名法に基づく電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、市に「吹田市電子入札で使用するパスワード登録申請書」を提出した者とする。

(入札の辞退)

- 第6条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができるものとし、 入札書提出後の辞退は一切認めない。
- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。
- 3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに未到着の場合は、入札を辞 退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。 (入札書の提出)
- 第7条 入札参加者は、定められた時間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。
- 2 入札書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。
- 3 入札の実施回数は1回とする。
- 4 システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札に際し、当該入札の根拠となる積算内訳書その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、公告等で指定する方法により提出しなければならない。

(入札方法の変更及び入札の取り止め等)

- 第8条 市がやむを得ない事由によりシステムを用いて行う入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙入札に変更することがある。
- 2 第2条又は第3条に抵触した恐れがあるとき等、市が必要と認める場合は入札の執行を延期 し、若しくは入札を取り止めることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当 該入札に関する調査を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により市が調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期 し、又は取り止めることができる。

(開 札)

第9条 開札は、市が指定した日時に行うものとする。 (無効の入札)

- 第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札
  - (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
  - (3) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
  - (4) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
  - (5) I Cカードを取得していない者が行った入札及びシステムの不正利用、I Cカードの不正使用により行われた入札
  - (6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札
  - (7) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札
  - (8) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
  - (9) 積算内訳書の提出を入札条件としている場合は、入札時に積算内訳書が添付されていない 入札又は必要事項が記載されていない入札
  - (10) 積算内訳書の提出を求めた場合であって、当該積算内訳書に記載された合計金額(税抜)の額と入札額が同額でなくてはならないとした入札において、それぞれ異なる価格で行った入札
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札 (失格の入札)

第10条の2 予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る 入札は失格とする。

(落札者の決定)

- 第11条 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、システムのくじ機能により落札者を決定する。
- 2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格での入札は失格とする。ただし、失格を理由として不利益な扱いは受けないものとする。
- 3 落札額は、前項の規定により決定した落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した 金額とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。 (契約書等の提出)
- 第12条 落札者は、契約書頭書記載の契約日までに、市から交付された契約書については記名押 即のうえ、又は契約内容を記載した電磁的記録については電子署名を付与のうえ、これを市に提 出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、落札決定の日から契約締結日ま でに、提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができ る。

(契約保証金)

- 第13条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金等で市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契 約保証金には利息は付さないものとする。

(契約の確定)

第14条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記載した電磁的記録に電子署名を付与したときに確定する。

(落札決定の取り消し)

- 第14条の2 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の各号のいずれかに 該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
  - (1) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
  - (2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
  - (3) 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
  - (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
  - (5) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
  - (6) 第10条第8号に該当する行為があったと認められるとき
  - (7) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
  - (8) 正当な理由がなく、第12条に定める期間内に契約を締結しないとき
- 2 前項の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により落札の決定を取り消した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第22条第7号に規定する手続きによる。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

- 第15条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吹田市条例 第19号)第2条の規定に該当する契約は、第14条の規定にかかわらず、議会の可決後に本契約 としての効力が生ずるものとし、落札者の決定日から本契約までの間は、仮契約としての効力を 有するものとする。
- 2 市は、落札者が本契約までの間に、前条第1項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じて も、市は一切の責めを負わないものとする。
- 4 第2項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除した場合において、随意契約により 契約の相手方を決定しようとするときは、前条第3項に規定する手続きによる。 (異議の申立)
- 第17条 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約 締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。

附則

- この心得書は、平成30年1月1日から施行する。 附 則
- この心得書は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この心得書は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この心得書は、令和5年10月1日から施行する。